

全国海区漁業調整委員会連合会について

1 目的

海区漁業調整委員会の相互連絡を密にし、その全国結集により重要な問題の解決を図り、地方行政の一翼を担う執行機関として適正円滑な運営を期し、もって全国水産業の発展に寄与し、その使命を達成することを目的とするために、昭和40年7月26日発足。任意団体。

会長 佐々木 護（愛媛海区漁業調整委員会会長）

2 運営等

- 会費（会員が属する都道府県単位）＋国の補助金等
- 会費 年額16万円（北海道 年額40万円）
- 会員 海区調整委員会の会長（会長職でなくなった場合は、後任会長が残任期間を承継）
- 役員等 副会長として、鳥取海区 前田口会長が就任していた。
（任期：H23.5 総会開催日～H25.5 総会開催日）

3 平成28年度の活動

- 総会・理事会（5月20日 東京都）
 - ・ 事業計画等の決定
 - ・ 国等への要望事項の採択
 - ・ 永年勤続海区漁業調整委員及び事務局職員表彰 等
- 事務局長会議（8月25、26日 沖縄県）
 - ・ 事業計画の検討
 - ・ 事務局職員研修会のテーマ、運営についての検討
 - ・ 全漁調連諸会議の実施状況と開催計画 等
- 中央要望活動等（6月 東京都）
 - ・ 会長・副会長会議
 - ・ 関係省庁への要望活動
 - ・ 理事会
- 事務局職員研修会兼漁業調整担当者会議（10月 和歌山県 水産庁共催）
 - ・ 海区漁業調整委員会制度
 - ・ 委員会指示事例の報告
 - ・ 漁業権切替え 等
- ブロック会議（10～11月 山形県）
 - ・ 平成28年度要望の検討 等
- 理事会（3月 東京都）
 - ・ 理事会及び総会提出議題 等
- 表彰
 - ・ 10年以上就任している委員、10年以上在籍している事務局職員など
- 関係機関等との協議
 - ・ 我が国漁業振興に係る漁業調整上の問題、漁業法等の改正に伴う新たな制度の運用等について、会員相互間の連携を図りながら水産庁と協議・検討（一連の要望活動）
 - ・ 環境保全対策（全国漁場環境保全対策協議会会員として、漁場環境保全活動）。
- 会報などの発行（配布先：各海区漁業調整委員会ほか関係機関）
 - ・ 会報、「海区漁業調整委員会指示集」、「海区漁業調整委員会委員・事務局職員名簿」

全国海区漁業調整委員会連合会の次期役員について

1. 役員枠

東日本ブロック	5名
西日本ブロック	5名
九州ブロック	3名
<u>日本海ブロック</u>	<u>5名</u>

2. 会長の互選ルール

第13期（平成17年5月～平成21年5月）からブロックごとの輪番制
当該ブロックの理事の互選により選出
会長の任期は4年だが、2年単位で会長当番ブロックの理事間で交代できる

第14期：日本海ブロック（平成21年5月～平成25年5月）
第15期：西日本ブロック（平成25年5月～平成29年5月）
第16期：九州ブロック（平成29年5月～平成32年5月）

3. 副会長ルール

会長当番ブロックの理事から2名、他の3ブロックの理事から各1名
会長職務代理の順位1位は、会長当番ブロックの理事間で指名する

4. 監事

東日本ブロックから2名（うち、北海道連合海区1名）
九州ブロックから1名

5. 日本海ブロック内での役員割振り

青森、秋田、山形	…… 1名
新潟、富山、石川、福井	…… 2名
京都、但馬	…… 1名
<u>鳥取、島根、山口</u>	<u>…… 1名</u>

6. 鳥取、島根、山口でのローテーション

期	14	15	16
県	鳥取	山口	島根

〔参考〕役員等について

構成：理事18人以内及び幹事3人

選出：総会において会員である海区漁業調整委員会の会長のうちから会員が選出

任期：4年（該当年の総会の日まで）

会長及び副会長：会長1人、副会長5人を置き、理事が互選

事務所：会長の属するブロックの海区漁業調整委員会の事務所に置く

平成 28 年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動に係る要望事項について

鳥取海区漁業調整委員会

新規要望	継続要望
議 題	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立並びに新日韓漁業協定関連漁業振興対策事業の継続実施について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>日本海における我が国排他的経済水域では、韓国の違法漁具が多数発見・押収されるなど、暫定水域を越境した違反操業が恒常化、悪質・巧妙化しています。</p> <p>そこで、日韓民間漁業者団体間で協議会を開催し、暫定水域における両国漁業者による漁場清掃及び交代利用などの実施について協議した結果、平成 21 年に初めて、暫定水域内において日韓両国で海底清掃を実施したものの、平成 22 年は協議が決裂し、暫定水域での清掃は実施できず、民間主導による交渉は既に限界と認識しています。</p> <p>平成 21 年、22 年に実施した日本の排他的経済水域清掃と、平成 21 年に実施した暫定水域内での海底清掃では、韓国漁船が投棄したと思われる漁具にズワイガニが大量にかかっており、減少傾向にあるズワイガニ資源への悪影響が懸念されます。</p> <p>このように、協定締結から 10 年以上経過した現在でも、暫定水域内での漁場荒廃が続いており、同水域内での海底清掃を両国合意のもとで実施できるよう国レベルで調整するとともに、引き続き継続的かつ安定的な支援事業の実現を要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 暫定水域内での海底清掃及び交代利用を両国合意のもと実施できるよう国レベルで調整するとともに、操業秩序及び資源管理方策を早急に確立すること。2 また、日韓両国政府の責任により積極的に両国間協議の進展を図り、竹島の領土問題の解決により排他的経済水域の境界線の画定に全力を挙げること。3 10 年以上経過した現在もなお、暫定水域の設定による漁場喪失や韓国漁船の投棄漁具等による漁場荒廃が続いているため、新協定の影響を受ける山陰漁業者に対し、漁場機能維持管理事業の継続・拡充を図る等、中長期に及ぶ安定的な支援事業を継続して実施すること。	